公益財団法人 新座市スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人新座市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県新座市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新座市におけるスポーツを振興し、市民の健康増進と体力の向上を図り、もって健康で明るい新座市民の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 市民の健康及び体力づくりの増進
 - (2) 市民総合体育大会、スポーツ教室、レクリエーション事業、各種競技大会及び講習会等の実施並びに協力
 - (3) 新座市及び新座市教育委員会主催事業等への協力
 - (4) 体育・スポーツ指導者の養成及び資質の向上
 - (5) 体育・スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成
 - (6) 体育・スポーツに関する広報誌の発行その他の広報活動
 - (7) スポーツ功労者及び優秀選手の表彰
 - (8) 新座市体育施設の運営管理に関する事業
 - (9) 朝霞地区体育協会連合会事業への協力
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、 この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日 に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の 見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、 会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更す る場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了する までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁 に提出しなれければならない。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、 会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を 受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のう ち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員8名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項の ほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明し なければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等 (理事、監事及び評議員) との 関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を もって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員 の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる ときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時 まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満 了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務の遂行に要する 費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月 以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の 決議に基づき、会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由 を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、評議員会を招集するときは、各評議員に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を示して、会議の5日前までに書面で通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) 監事の解任
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議 事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規程)

第20条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定 めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第21条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 8名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下、「法人法」という。)上の代表理事とし、副会長及び専務理 事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事 (親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員 (親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 6 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互

に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を 超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところ により、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、 この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会 の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務の遂行に要する費 用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

- 第28条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 名誉会長は、会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べ、顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を 招集する。
- 3 理事会を招集するときは、各理事及び監事に対し、会議の日時及び 場所並びに会議の目的たる事項を示して、会議の5日前までに書面で 通知しなければならない。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事 を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人 法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみ なす。

(報告の省略)

- 第34条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告 すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要 しない。
- 2 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、適用 しない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事 録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会長が欠席をしたときは、出席した理事及び監事の全員が、第1項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 加盟団体

(加盟団体)

- 第37条 この法人の加盟団体は、この法人の目的に賛同し、事業を支援する新座市内の次に掲げる団体とする。
 - (1) 新座市単位のスポーツ・レクリエーション団体
 - (2) 新座市内の小・中・高等学校を母体とする学校体育団体
- 2 加盟団体となろうとする団体は、別に定めるところにより加盟申し 込みをし、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 加盟団体に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 加盟団体協議会

(構成)

- 第38条 この法人に、加盟団体協議会(以下「協議会」という。)を 置く。
- 2 協議会は、この法人に加盟するすべての加盟団体で構成する。

(権限)

- 第39条 協議会は、この法人の目的を達成するために必要な事項について協議する。
- 2 協議会は、協議の結果について、会長又は理事会に対して意見として述べることができる。
- 3 協議会は、会長が必要に応じて招集する。
- 4 協議会の運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

- 第40条 この法人に、第4条の事業を円滑に遂行するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、理事会において選任する。

3 専門委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会に おいて別に定める。

(特別委員会)

- 第41条 この法人には、臨時かつ特別な事業等を行うための特別委員 会を置くことができる。
- 2 特別委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 特別委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会に おいて別に定める。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

- 第42条 この法人に賛助会員を置く。
- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は団体とする。
- 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第44条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その 他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は、 会長が任免する。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても 適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 1 5 章 補則

(委任)

第49条 定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項 は、理事会において別に定める。

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益 法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散 の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度 の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事(会長) 田 巻 隆 平 業務執行理事(副会長) 嶋 村 清 治 (副会長) 小 柴 惠 (副会長) 渡 邊 郁 子 (専務理事) 大 矢 桂 三

- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 上 新 正 善
 - (2) 勝 田 武
 - (3) 栗 原 壮 二
 - (4) 須藤喜代子
 - (5) 山 蔭 優
 - (6) 茅根好美
 - (7) 松 竹 宏
 - (8) 進藤満尾
 - (9) 松 高 桂 子
 - (10) 川野春彦
 - (11) 髙 橋 イ ネ
 - (12) 遠藤良宏

(13) 小 糸 文 子

- 5 この法人の公益法人設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げ る者とする。
 - 理事 (1) 川 合 利 之
 - (2) 小 柴 惠
 - (3) 渡邊郁子
 - (4) 播磨真弓
 - (5) 田 中 靖 彦
 - (6) 村 上 一 人
 - (7) 獅 子 倉 良 二
 - (8) 菅 野 潤 一
 - (9) 石山清士
 - (10) 船 津 三 樹 男
 - (11) 田 巻 隆 平
 - (12) 嶋 村 清 治
 - (13) 大 矢 桂 三

監事 (1) 河 内 秀 男

(2) 高 橋 義 雄

附 則

この定款は、平成26年6月20日から施行する。 附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所、物量等		
定期預金	埼玉りそな銀行		
	10,000,000円		
	18,200,000円		
	三菱東京UFJ銀行		
	20,000,000円		
	あさか野農業協同組合		
	20,000,000円		